

施策目標1 男女平等の意識の浸透

事務事業名	取組項目	事業実績など	男女平等の視点	
			配慮した点・効果	課題・改善
広報事業 (シティ・プロモーション課)	「広報あさか」や朝霞市公式ホームページにおける表現の配慮	各広報媒体の特性を活かし、市民に有益な情報をわかりやすく伝えた。また、SNS等を通じて様々な情報を発信し、多様な反応・コメントを得ることができた。ホームページでは、情報の掲載の仕方を工夫し、関連される情報を一つのページにまとめて公開し、情報を探しやすくした。アクセス件数も昨年に比べ大幅に伸びており適切な情報発信を行った。また、フェイスブックではイベントなどのお知らせの情報掲載数は少ないが、いいね!の件数も多く、効果的な情報発信となった。シティ・プロモーションの視点に立ち、市の魅力を効果的に発信した。	性別による固定的役割分業意識に捉われない広報の作成と文字・イラスト・写真等の表現に配慮した。他の自治体で問題となった事例などを報道発表されていないかなどチェックした。	今後も、広報あさか、その他の広報媒体での情報発信で男女共同参画の視点に立った表現に留意し、誤解を与えることのないように引き続き配慮していく。
生涯学習啓発推進事業 (生涯学習・スポーツ課)	男女平等に関する出前講座の実施	男女ともに参加しやすい講座や教室への参加を促進し、生涯学習推進のため、「あさか学習おとどけ講座」・生涯学習ガイドブック「コンパス」の作成・生涯学習情報の提供・「こども大学あさか」等を実施した。コロナ禍の影響により生涯学習体験教室の実施講座回数や人数は目標の数値を達成することができなかったが、実施された生涯体験教室の参加者同士につながりが生まれ、サークルを形成して、引き続き学習を継続していきたいと相談があり、積極的に生涯学習に取り組むための「学習機会の提供」を行うことができた。	生涯学習ガイド「コンパス」の作成、各種事業のPRにあたっては、性別による固定的役割分担意識にとらわれないイラスト・写真等の表現に配慮した。また、男女平等に関する講座の活用促進を図るため、「あさか学習おとどけ講座」(出前講座)のPRに努めた。効果として性別による固定的役割分担意識にとらわれない表現が浸透している。	各種事業のPRにあたっては、性別による固定的役割意識に捉われない表現に配慮するとともに、引き続き「あさか学習おとどけ講座」のPR、利用促進に努める。
母子健康教育事業 (健康づくり課)	マタニティ教室、育児学級の充実	マタニティ教室：9回/年 母と子のつどい：2回/年 離乳食スタート教室：18回/年 離乳食ステップアップ教室：18回/年 すこやか相談(発育発達相談)：6回/年を実施 マタニティ教室は働く妊婦の増加に伴い、平成25年度からは、1日コース6回/年・2日コース6回/年を実施し、平成26年度からはパパ講座を開始した。平成30年度からは土日開催とし、親になるイメージがつかみ難い男性の意識の向上、母子保健に関する知識の普及につながった。離乳食ステップアップ教室は、対象を11か月児まで拡大したことや父親の参加も受け入れることで、離乳食でつまづいた保護者に対してタイムリーな教室への参加につながった。	父親となる男性の参加率の向上を図るため、土曜日または日曜日に講座を開催し、一緒に参加しやすいよう配慮した。	父親となる男性を対象とした講座の内容を充実するため、すべての講義内容に参加できるよう改善した。
生涯学習啓発推進事業 (生涯学習・スポーツ課)	男女平等に関する学習情報の提供	男女ともに参加しやすい講座や教室への参加を促進し、生涯学習推進のため、「あさか学習おとどけ講座」・生涯学習ガイドブック「コンパス」の作成・生涯学習情報の提供・「こども大学あさか」等を実施した。コロナ禍の影響により生涯学習体験教室の実施講座回数や人数は目標の数値を達成することができなかったが、実施された生涯体験教室の参加者同士につながりが生まれ、サークルを形成して、引き続き学習を継続していきたいと相談があり、積極的に生涯学習に取り組むための「学習機会の提供」を行うことができた。	関係各課からの情報提供を求め、生涯学習ガイドブック「コンパス」や広報あさかを通じて、男女平等推進に関する学習資料や講演会等の情報提供に努めた。効果としては、市内に限らず、広く一般にも情報提供することにより、男女平等に関する講座等の開催を推進する。	今後も生涯学習ガイドブック「コンパス」や広報あさかなどを通じて、男女平等に関する講座など、各課が行う事業を広く情報提供する。
中央公民館運営事業(中央公民館)	子育て講座の充実	各種講座等(プラネタリウム、悠ゆう大学、さわやか健康教室、成人教養講座、人権教育講座)を開催した。参加者延べ2,247人。・施設の貸出しについて 利用人数：約57,700人、利用率：66.0% 令和2年4月2日～5月31日まで新型コロナウイルス感染拡大防止のため臨時休館した。臨時休館の影響で、利用率、利用人数とも減少し、目標値を達成できなかったが、市民の身近な学習施設としての役割を果たしている。今後も地域の生涯学習の拠点として、多くの市民が気軽に利用できるような学習環境の整備を図る。	親子で参加できる講座を開催することにより、男性の参加を促し、男女平等の意識づくりを進めるとともに、子育て中の仲間づくりを支援した。	継続して実施する。
人権教育振興事業 (生涯学習・スポーツ課)	男女平等に関する学習機会の提供	新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、予定されていた研修会や講演会を中止せざるを得ない状況となり、活動及び成果指標の目標を達成することはできなかったが、今年度新たに、成人式において若者に対する人権啓発活動を行うことができた。公民館人権教育講座1回開催。人権啓発グッズ(人権啓発用語入りぼたんバック)作成。令和3年朝霞市成人式や公民館人権教育講座などで人権啓発バッグや啓発冊子を配布。朝霞市人権教育推進協議会に補助金を交付し、事業支援を行なった。	人権教育に関する講座や研修会等を開催する際は、男女平等に関するテーマなど、解決しなくてはならない数多くの人権課題に対し、偏りなくテーマとして取り上げられるよう配慮した。効果については、多くの人権課題の解決のため研修会等を行っている。	引き続き、人権課題を解決するため、研修会を開催する。
生涯学習啓発推進事業 (生涯学習・スポーツ課)	地域人材の確保・活用	男女ともに参加しやすい講座や教室への参加を促進し、生涯学習推進のため、「あさか学習おとどけ講座」・生涯学習ガイドブック「コンパス」の作成・生涯学習情報の提供・「こども大学あさか」等を実施した。コロナ禍の影響により生涯学習体験教室の実施講座回数や人数は目標の数値を達成することができなかったが、実施された生涯体験教室の参加者同士につながりが生まれ、サークルを形成して、引き続き学習を継続していきたいと相談があり、積極的に生涯学習に取り組むための「学習機会の提供」を行うことができた。	生涯学習ボランティアバンクへの人材登録と活用を図り、年齢や性別に関係なくスキルを持つ方々を紹介するとともに活躍の場を提供して人材育成を図った。効果については、年齢や性別に関係なく人材登録と育成を図り多くの方に活躍の場を提供している。	生涯学習ボランティアバンクへの人材登録と活用について、一層の周知を行い、人材の育成を図る。

施策目標2 自己実現へ向けた学習機会の充実

事務事業名	取組項目	事業実績など	男女平等の視点	
			配慮した点・効果	課題・改善
市民相談事業 (地域づくり支援課)	相談事業の実施	相談や離婚など法的な問題解決を支援するための法律相談(弁護士が対応)、行政に対する苦情・要望を扱う行政相談(総務省から委嘱を受けた行政相談委員が対応)を行っている。 法律相談件数：665件 行政相談件数：4件 市民の抱える問題の解決の支援ができるよう広報あさかや市ホームページ等で相談窓口の周知に努めた。法律相談・行政相談の開設日数については、新型コロナウイルス感染症の影響も考慮すると活動指標については達成できた。	法律相談・行政相談とも、女性の弁護士、行政相談委員を配置し、女性でも相談しやすい環境を整えた。 効果として、女性にとって離婚に関する相談はプライベートでセンシティブな内容であり、男性弁護士に相談しづらい内容であることが多いが、女性弁護士を配置することで、誰もが相談しやすい環境となった。 実際に女性の相談者が女性の弁護士を指名した時もあることから、法律相談では特に効果があった。	引き続き性別に関係なく誰もが相談しやすい環境の整備に努めていく。
生涯学習啓発推進事業 (生涯学習・スポーツ課)	人権問題講演会等の開催	男女ともに参加しやすい講座や教室への参加を促進し、生涯学習推進のため、「あさか学習おとどけ講座」・生涯学習ガイドブック「コンパス」の作成・生涯学習情報の提供・「こども大学あさか」等を実施した。コロナ禍の影響により生涯学習体験教室の実施講座回数や人数は目標の数値を達成することができなかったが、実施された生涯体験教室の参加者同士につながりが生まれ、サークルを形成して、引き続き学習を継続していきたいと相談があり、積極的に生涯学習に取り組むための「学習機会の提供」を行うことができた。	人権問題講演会、市民人権教育研修会、企業人権教育研修会、人権教育講座などの実施の際には、男女平等の視点での学習機会の提供に努めた。 効果について研修会や講演会を通じて、男女平等を推進する。	人権に関する講演会や研修会等を実施する際は、引き続き、男女平等の視点での学習機会を提供するよう努める。
家庭教育推進事業 (生涯学習・スポーツ課)	自己実現を支援する学習機会の充実	新型コロナウイルス感染拡大の影響から、大多数のPTA及び家庭教育学級サークルでは家庭教育事業が行われなかった。そのため指標の目標値には届かなかったが、そのような中でも事業を行ったPTAやサークルがあったこと、また、毎年度発行している家庭教育学級報告書について内容変更を行い、次年度につながる内容とすることができた。 家庭教育学級(サークル2団体、PTA等2団体)に補助金を交付し学習活動の支援を行った、家庭教育学級報告書を作成し家庭教育学級学級生等に配布した、子育て講座を2回実施、保健師を通じて子育て冊子を配布した。PTA連合会・はぐくみ等の団体の活動に対して補助を行い活動支援を行った。	生涯学習情報の提供を関係各課、団体等に求め、生涯学習ガイドブック「コンパス」等でPRに努めた。 効果として多くの市民に情報提供し、学習機会の充実に努めた。	今後も各種講座・講演会等の情報を積極的に提供し、学習機会の充実を図る。
中央公民館運営事業(中央公民館)	自己実現を支援する学習機会の充実	各種講座等(プラネタリウム、悠ゆう大学、さわやか健康教室、成人教養講座、人権教育講座)を開催した。 参加者延べ2,247人。・施設の貸出しについて 利用人数：約57,700人、利用率：66.0% 令和2年4月2日～5月31日まで新型コロナウイルス感染拡大防止のため臨時休館した。臨時休館の影響で、利用率、利用人数とも減少し、目標値を達成できなかったが、市民の身近な学習施設としての役割を果たしている。今後も地域の生涯学習の拠点として、多くの市民が気軽に利用できるように学習環境の整備を図る。	女性にとっても男性にとっても魅力ある多様な学習機会が選択できるよう、生涯学習に関する情報や各種講座を実施し、広く学習機会の提供を行った。	継続して実施する。
図書館運営事業(図書館)	自己実現を支援する学習機会の充実	図書館資料の収集・選定・保存・廃棄までの管理、障害者サービスの実施、図書関連イベントの開催、図書館協議会の開催、第3次朝霞市図書館サービス基本計画の策定。図書除菌BOXの購入等を実施した。図書館運営にあたっては、幼児や障害者など要配慮者に考慮した図書の購入を行った。 活動・成果指標共に一部で目標を達成することができなかったが、成果指標では新型コロナウイルス感染症のため臨時休館を必要最低限に収めることで、新刊書を始め利用者に必要な資料を提供することができた。また、成果指標の利用者満足度では、目標を上回る好評価をいただいたことから、指標に表れない部分で目標を達成することができた。今後も適切な資料提供ができるよう必要な図書を選書し、相互貸借を利用して、県・他市町村の資料提供にも対応していく。	事業の実施に関し、参加者が男性または女性に偏ることなく、性別に関わりなく参加できる配慮を心がけた。 (例)事業内容・事業名称・実施日時・曜日等。 効果として、性別に関わりなく、学習機会等の提供ができ、個々の参加意欲を促すことができた。	引き続き、性別の区別なく自己実現を支援できるよう事業を進めていく。
生涯学習啓発推進事業 (生涯学習・スポーツ課)	団体等の情報提供と交流の促進	男女ともに参加しやすい講座や教室への参加を促進し、生涯学習推進のため、「あさか学習おとどけ講座」・生涯学習ガイドブック「コンパス」の作成・生涯学習情報の提供・「こども大学あさか」等を実施した。コロナ禍の影響により生涯学習体験教室の実施講座回数や人数は目標の数値を達成することができなかったが、実施された生涯体験教室の参加者同士につながりが生まれ、サークルを形成して、引き続き学習を継続していきたいと相談があり、積極的に生涯学習に取り組むための「学習機会の提供」を行うことができた。	生涯学習ガイドブック「コンパス」等で情報提供に努める。 効果としては多くの市民に情報提供し、学習機会の充実に努めた。	今後も生涯学習ガイドブック「コンパス」を通じて、団体等の情報発信に努める。
起業家育成支援事業 (産業振興課)	起業支援	起業を考えている方を対象とした「起業家育成セミナー」を開催した。また、起業家育成相談を埼玉県中小企業診断協会に委託し、起業を希望する方からの相談に協会から派遣された中小企業相談士が対応。新型コロナウイルス感染症の影響により1回しか開催できなかった。起業家育成相談等による起業者の数が目標を下回っているため、より市内で起業しやすい環境を整える必要がある。利子補給補助金を申請に基づき支出した。ビジネス支援サービス事業として図書館北朝霞分館にビジネス関連のインターネット回線を使用できる専用端末を設置した。	起業支援セミナー開催時に、創業・ベンチャー支援センター埼玉の女性創業支援チームに関するチラシや、埼玉県信用保証協会が実施する女性専用創業相談窓口に関するチラシを配架し、情報提供を行った。年3回のセミナー実施において、保育を実施することで、子育て中の方も参加しやすい環境作りを行った。また、女性向け起業セミナーを開催し、女性のための起業支援を実施した。	セミナーの実施に際しては、多くの方が参加いただいているため、今後もニーズにあったセミナー等の支援や市ホームページ等を活用した情報発信など周知を図る。

施策目標3 性と生殖(妊娠と出産)に関する健康と権利の尊重

事務事業名	取組項目	事業実績など	男女平等の視点	
			配慮した点・効果	課題・改善
健康危機対策事業 (健康づくり課)	HIV／エイズ、性感染症対策や薬物乱用対策の推進	市民への情報の積極的な提供等、感染症・熱中症への対策を実施したが、令和2年1月に国内、令和2年3月には市内においても新型コロナウイルス感染症が発生し、感染が拡大している状況となっていたため、対策本部を設置し、特に重点的に注意喚起を行い、施設の休所やイベント等の中止・延期などの対策を行った。感染症対策において、感染症予防について、市民への啓発活動を実施・蚊媒介感染症対策のフローチャート作成・新型コロナウイルス対策本部の開催をした。熱中症対策においては、市民への啓発活動を実施した。震災時対策においては、救護所、災害時医療救護マネジメントセンターの設置・運営、消耗品の準備等を実施した。高齢者に対する熱中症の予防啓発など、特に留意が必要な対象者については関係部署とも連携し、より丁寧な啓発活動に努めた。健康危機対策に関する情報提供を市民に適切に行い、感染症等の予防及びまん延防止の意識の高揚を図った。	ポスター掲示やリーフレット配布等の啓発事業において、男女平等の観点に配慮した。	今後も引き続き、各種啓発事業において、男女平等の観点に配慮をしていく。
教職員研修事業 (教育指導課)	性教育の実施	小・中学校の研究発表会校は発表に向け、それぞれの学校で、教育環境の整備や授業力の向上、指導法の改善等が図られていた。また、発表会当日には、市内外から多数の参観者があり、研究発表校のみならず、他校においても成果を共有することができた。教育講演会は、夏季休業日の短縮や教職員の負担軽減のため、令和2年度の開催を見送った。研究開発助成、朝霞市教育研究奨励費受給者研修会、校内研修助成等は新型コロナウイルス感染拡大に務め、規模を縮小しながら実施した。教職員研修会等は新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み中止した。	学校における性に関する指導は、児童生徒が性に関して心身の発育・発達と健康、性感染症等の予防等に関する知識を確実に身に付け、適切な行動を取れることを目的として実施されている。その中で、学校における性に関する指導の中核が保健学習であり、学習指導要領の趣旨を生かした保健学習の実践が不可欠である。そこで、学校において発達の段階に応じた適切な指導が実施されるよう、埼玉県「性に関する指導」指導者研修会の開催を周知し、各学校の教職員へ参加するよう促した。	埼玉県「性に関する指導」指導者研修会の周知を行った。しかし感染症対策や人数制限がある中での開催のため朝霞市から研修参加者はなしであった。今後、研修内容を確実に学校全体に周知するためにも、教職員が参加することも重要である。そのために、校長会議や養護教諭研究協議会、小体連評議員会、中体連理事會等において、研修会の開催について、より一層、周知を徹底する。
健康教育事業 (健康づくり課)	健康教育の実施	40歳以上の市民に対して、健康教育、健康相談、訪問指導を行うにあたり、事業実施時の個別相談及び随時の栄養を含めた健康相談、健康手帳の交付を実施した。また、生活習慣病予防体験教室等を開催し、誰もが参加できる健康づくりをすすめるよう配慮した。運営に協力してもらいなど、市民の力を活用し、市民参加による事業の実施を行った。成果指標の目標は事業の中止などの影響で一部の指標を除き概ね達成された。	あさか健康プラン21推進事業として、市民に様々な健康づくりの提案を行っている。男女平等の観点を意識し、性別を問わず各事業に参加できる配慮を心がけた。効果として、男性、女性ともに参加しやすい事業を実施することができた。	事業によって、女性特有の疾病に着目した健康支援のための取り組みを行っていることから、今後とも継続して実施してできるよう取り組んでいく。性別を問わず参加できる事業の実施についても検討していく。
がん検診事業 (健康づくり課)	がん検診の実施	20歳以上の市民に対して、各種がん検診、保健指導等を実施した。個別がん検診（胃がん・肺がん・大腸がん・前立腺がん・乳がん・子宮がん）／集団がん検診（乳がん・子宮がん）／こくほの総合健康診査（胃、肺、大腸がん、乳・子宮がん、前立腺がん）そして乳がんグローブ配付による自己検診の普及啓発を行った。広報などで情報提供を行い、受診率向上に向けて事業に取り組んだ。活動指標については目標値の達成はできなかったが、がん検診の体制整備や精度管理を行うなど成果が得られた。	あさか健康プラン21推進事業として、市民に様々な健康づくりの提案を行っている。男女平等の観点を意識し、性別を問わず各事業に参加できる配慮を心がけた。効果として、男性、女性ともに参加しやすい事業を実施することができた。	事業によって、女性特有の疾病に着目した健康支援のための取り組みを行っていることから、今後も継続して実施してできるよう取り組んでいく。性別を問わず参加できる事業の実施についても検討していく。
妊婦一般健康診査等事業 (健康づくり課)	妊婦一般健康診査の実施	母子健康手帳交付時に、妊婦一般健康診査助成券の交付を行い、その費用の一部を助成し、妊娠期の健康管理を勧める。妊婦一般健康診査 1,370人（補助金）委託医療機関以外の医療機関を受診している妊婦に対し補助金を交付妊婦一般健康審査助成券の交付により、費用の一部が助成されることで経済的負担の軽減を図り併せて健診を通じて妊婦の健康管理の向上に努めた。広報・ホームページ等により母子保健サービスの情報を市民へ提供した。	あさか健康プラン21推進事業として、市民に様々な健康づくりの提案を行っている。男女平等の観点を意識し、性別を問わず各事業に参加できる配慮を心がけた。効果として、男性、女性ともに参加しやすい事業を実施することができた。	事業によって、女性特有の疾病に着目した健康支援のための取り組みを行っていることから、今後も継続して実施してできるよう取り組んでいく。性別を問わず参加できる事業の実施についても検討していく。

施策目標4

異性間の暴力の根絶

事務事業名	取組項目	事業実績など	男女平等の視点	
			配慮した点・効果	課題・改善
人権啓発推進事業 (人権庶務課)	人権フェスティバルや研修会等を通じた人権教育の推進	行政の各種施策を推進する上で、その担い手である職員の人権意識の向上は欠かすことのできないものであり、職員研修等を通して人権課題への正しい理解を深めることができた。また、人権擁護委員による「人権相談」や人権擁護委員と協働した「街頭啓発活動」、「人権の花運動」、「人権教室」等については、コロナ禍の影響で例年通りには実施することができなかったが、広報紙や市ホームページでの人権啓発や平和に関する事業の実施等により市民の人権尊重意識の高揚が図れた。	新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、人権フェスティバルや人権問題講演会などの人権啓発事業が中止となったが、平和パネル展や平和に関するDVD上映については、女性センター（それいゆぶらさ）を会場に実施した。会場を女性センターにすることによって、女性センターの周知や啓発、来所する市民の機会の提供に努めた	引き続き、人事啓発事業を通して、男女平等の視点を取り入れ、周知啓発を図っていく
教育指導支援事業 (教育指導課)	男女平等の視点からの人権教育の推進	人権教育に関しては、各学校をととして、小学校2年生から中学3年生に人権作文の応募を呼びかけ、学校人権教育主任研修会で各学年2点の作文を選考し、文集を作成した。人権作文の作成については、表記やプライバシー等について配慮した。市内の児童生徒に様々な人権にかかる問題を考えるきっかけとなった。また、作成した人権作文を授業で使うことができた。各学校や市民対象の人権教育研修会において、人権教育啓発DVDが使用された。	教職員に対しては、異性間暴力を含めた様々な人権課題について、校長会議等の機会等で指導・周知を行った。また、子の面前でDVによる心理的虐待などについて、児童虐待防止に関する通知において、周知を行った。児童・生徒に対しては、特別の教科道徳や総合的な学習の時間、特別活動等を活用し、人権についての学習を行った。	感染症対策のため多くの研修会が紙面上の実施や中止となった。教職員に対しての人権課題への意識を高める研修は、今後も推進していく必要がある。
教職員研修事業 (教育指導課)	異性間暴力防止に関する教育の実施	小・中学校の研究発表会校は発表に向け、それぞれの学校で、教育環境の整備や授業力の向上、指導法の改善等が図られていた。また、発表会当日には、市内外から多数の参観者があり、研究発表校のみならず、他校においても成果を共有することができた。教育講演会は、夏季休業日の短縮や教職員の負担軽減のため、令和2年度の開催を見送った。研究開発助成、朝霞市教育研究奨励費受給者研修会、校内研修助成等は新型コロナウイルス感染拡大に務め、規模を縮小しながら実施した。教職員研修会等は新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み中止した。	特別の教科道徳や特別活動、総合的な学習の時間等を活用し、男女平等の視点からの人権教育を行った。また、県主催の人権教育研修会、男女共同参画研修、DV防止研修等を各学校に周知し、参加を促した。	感染症対策のため多くの研修会が紙面上の実施や中止となった。異性間暴力等を含め、人権に配慮した研修会等を教職員に周知し、参加を促していく。
職員人事管理事業 (職員課)	ハラスメント防止対策の強化	採用試験実施回数については、定期外採用試験を実施しなかったため、目標・計画に満たなかった。人事異動実施回数については、退職者の補充を随時実施したことにより目標・計画を達成することができた。育児休業者等代替職員について、新たにフルタイムの職を設け代替職員配置の拡充を図った。 採用試験の実施(1回) 課長級昇任試験の実施(1回)・係長級昇任試験の実施(1回) 人事異動の実施(4回) 永年勤続職員表彰の実施(1回) 育児休業者等代替職員の報酬等の支払い(月平均18.6人)	「職員のセクシュアル・ハラスメント防止等に関する要綱」を廃止し、新たに「職員のハラスメントの防止等に関する要綱」を定めた。 効果として、セクシュアル・ハラスメント以外にも、パワー・ハラスメント等に起因する問題が生じた場合、適切に対応できるようになった。	ハラスメント防止対策に関する制度の定着を図るためには、今後も職員への周知・説明を継続する必要がある。
民生委員児童委員活動事業 (福祉相談課)	地域における被害者の早期発見体制の充実	民生委員児童委員が東・西・南・北・東北・南西の6地区に分かれ、毎月の定例会で事例研究や情報交換を行うとともに、活動や組織運営にかかる費用を補助することで地域福祉の推進を図った。民生委員児童委員の見守り活動や相談により地域で抱えている諸問題が解決できた。新型コロナウイルス感染拡大防止のため一部の地区定例会や視察研修を中止した。また、市の出張講座などを利用して研修会を実施するなど、行政と民生委員児童委員が連携して地域課題の解決に取り組んだ。	各地区定例会での事例検討の際に、性別に関わりなく意見交換ができた。	地域における被害者の早期発見のために、関係機関(朝霞市女性センター・地域包括支援センター、学校など)との連携を増やすために、民生委員制度の周知(朝霞市ホームページや広報での掲載)が継続的に必要である。
生活保護事業・生活困窮者自立支援事業 (生活保護課)	被害者等への相談・助言、保護支援に充実	生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者に対して市町村の必須事業とされている自立相談支援事業及び住居確保給付金の支給、任意事業の学習支援事業を実施した。高齢者の困りごと相談をはじめ福祉に関する相談を受ける福祉の総合相談を実施した。福祉相談アドバイザー事業を実施した。 生活困窮に関する相談が急増したが、相談者が適切な支援を受けられるよう努め、指標については達成できた。	関係機関と連携し、異性間の暴力等の相談を実施した。危険回避のための方策を関係機関と連絡調整を図り、安全確保を優先することで事故は発生しなかった。	暴力ではあるものの、婦人相談センターに入所できないケースなど、緊急対応が必要なケースなどがあり、危険回避の対応に苦慮している。引き続き、関係機関と連携強化を図ることが必要である。
児童相談事業 (こども未来課)	被害者等への相談・助言、支援の充実	新型コロナウイルス感染拡大に伴う児童への影響を考慮しながら、関係機関と連携して児童相談業務に取り組んだ。要保護児童対策地域協議会実務者会議を年6回開催し、ケース進行管理を定期的に行った。要保護児童対策地域協議会の関係機関と連携し児童の育成に努めた。同関係機関の福祉サービス等を活用した。また、一時的に保護者の養育が困難となる児童にこどもショートステイ事業を実施した。子ども家庭総合支援拠点設置のため先進市の視察や関係部署と検討を行った。児童虐待を含む要保護児童への適切な対応が求められており、対応する職員の資質向上を図るとともに職員どうしが連携、協働しケース対応が行えるよう体制整備を図る。	面接時には、相談する人の気持ちに寄り添い、受容的な対応を心がけ、安全面を最優先に配慮し対応するとともに、表現(性的役割分業意識等)に注意や配慮を行った。相談者の状況を正確に理解し、例えばDV事例については、女性相談などを担当する関係機関と情報共有をはじめ連携しながら個別的な支援を行うことができた。また、DVと子ども虐待に関する研修会に参加し対応スキルの向上を図った。	相談対応のより一層の充実を図るために専門性の強化が必要であり、面接技法の習得と向上に努める。

施策目標4

異性間の暴力の根絶

事務事業名	取組項目	事業実績など	男女平等の視点	
			配慮した点・効果	課題・改善
人権啓発推進事業 (人権庶務課)	人権施策の推進	行政の各種施策を推進する上で、その担い手である職員の人権意識の向上は欠かすことのできないものであり、職員研修等を通して人権課題への正しい理解を深めることができた。広報紙や市ホームページでの人権啓発や平和に関する事業の実施等により、市民の人権尊重意識の高揚が図れた。 人権施策庁内連絡会を2回開催(うち、1回は書面会議)・庁内人権問題推進研修会を書面研修として2回開催。パネル展やDVD上映実施。終戦記念日等における黙とうや半旗の掲揚の実施。戦後75年あたり実施を予定していた戦没者追悼式はコロナ禍の影響で中止となったが、市民から収集した折り鶴を千羽鶴にし、広島市・長崎市に送付した。	支援の充実を図るため、人権施策庁内連絡会において関係各課の事業内容の確認を書面資料とし、庁内の共通認識を図った。 また、庁内人権問題研修推進員研修においては、LGBTQや性的指向・性自認(SOGI)についてを書面資料として職員の研修を実施した。	書面研修の実施後にアンケートを行った結果、例年の開催と研修の理解度に変化はないとの回答が多数あったが、書面だけでは理解しづらいとの意見もあったため、引き続き、男女平等について推進を行うとともに、LGBTQ等の課題についても取り組み、相談窓口の充実や相談者の支援体制の推進を図る。
母子訪問指導事業 (健康づくり課)	被害者等への健康支援	乳児がいる家庭へ訪問及び育児上、必要と認められる者に対し、保健師・助産師等が家庭訪問を行い相談・指導を行った。 新生児・産婦訪問指導：約1,100件 未熟児訪問指導：約30件 乳児全戸訪問事業：約190件 経過観察者の訪問事業：約800件 広報・ホームページ等により、母子保健サービスの情報を市民へ提供した。すべての乳児がいる家庭訪問することを目標にし、国や県の補助金等を活用した。児が健康的に成長していくためにも、育児の不安感や負担感を抱える親への支援、利用可能な育児サポートの情報提供が重要だが、新生児訪問希望者は全体の8割であり、約2割の方は希望していない状況である。希望しない方の中で、育児支援が必要なケースに出会う重要な機会となっている。	被害者の状況に応じて、関係機関と連携を図りながら、地区担当保健師が継続的に対応している。	引き続き、状況に応じた対応をしていく。
住民基本台帳管理事業 (総合窓口課)	住民基本台帳事務における支援措置	住民異動、印鑑登録等の届出処理、証明書等の交付申請受付及び職員の現地訪問による実態調査を行い住民基本台帳を正確に維持し、電算システムにより適正・正確に記録、管理、交付等を行った。引き続きマイナンバーカードの交付を実施し、コンビニエンスストアで住民票等が交付できるコンビニ交付を行った。また、コンビニ交付について広報等を通じ周知し、市民の利便性を向上させ、効率的な運営につなげた。 市民の請求に応じて交付する各種の証明書等は、概ね3分以内には交付できた。マイナンバーカード普及のためホームページ等掲載し周知を図った。	e-SUITE上で検索したときに、該当者に「支援措置対象者」であることがわかるような注意喚起機能を活用し、庁内でe-SUITEを利用する課全体で情報を共有するよう努めている。	支援措置制度の基本は住民票と戸籍の附票の交付や閲覧によって居所が検索されることにならないようにするためのものであるため、住民票や戸籍の附票が交付できるか否か基本となっている。しかし、役所全体で考えるとe-SUITEの有無にかかわらず、各部署が様々な形態で個人情報保有していることが推測される。その中には、他市区町村において支援措置の対象になっているかもしれない人が含まれている可能性も否定できない。全てを把握することが不可能な状況から、個人情報に関する照会・回答(外部からの問い合わせ)に対してより配慮が必要になると考える。
母子訪問指導事業 (健康づくり課)	保健所や医療機関との連携強化	乳児がいる家庭へ訪問及び育児上、必要と認められる者に対し、保健師・助産師等が家庭訪問を行い相談・指導を行った。 新生児・産婦訪問指導：約1,100件 未熟児訪問指導：約30件 乳児全戸訪問事業：約190件 経過観察者の訪問事業：約800件 児童虐待予防の観点や親の育児負担、健康面において、医療機関との緊密な連携を図り、早期発見に対する意識を持つことができた。	相談者の状況に応じ、早期に女性センター等の関係機関との連携を図り支援を行う。	引き続き状況に応じて関係機関との連携を図り、支援を行っていく。
包括的支援事業 (長寿はつらつ課)	高齢者施設との連携強化	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療・介護・福祉等のサービスを関係者が連携・協力して、切れ目なく一体的・体系的に提供する体制にするため、地域包括ケアシステムの構築に向け、多くの市民、活動団体、専門多職種が参加している。また、地域支援事業の上限を上回らずに、多様なサービスが提供できている。 各地域包括支援センターにより総合相談支援等を実施。年間相談人数及び件数について、目標は達成できている。	地域包括支援センターや特別養護老人ホーム等の高齢者施設と連携を図る際、当課の職員は出来る限り男女ペアで対応できるよう配慮した。ケースバイケースで多様な対応ができ、当該高齢者に対して安心感を与えることができた。	地域包括支援センターや特別養護老人ホーム等の高齢者施設は職員が男女ペアで対応するに欠けている時があるため、緊急な訪問調査等の場合でも、急ぐだけではなく冷静に、男女平等の視点を含めた情報共有をしている。
児童相談事業 (こども未来課)	母子生活支援施設や児童相談所等との連携強化	新型コロナウイルス感染拡大に伴う児童への影響を考慮しながら、関係機関と連携して児童相談業務に取り組んだ。要保護児童対策地域協議会実務者会議を年6回開催し、ケース進行管理を定期的に行った。要保護児童対策地域協議会の関係機関と連携し児童の育成に努めた。同関係機関の福祉サービス等を活用した。また、一時的に保護者の養育が困難となる児童にこどもショートステイ事業を実施した。子ども家庭総合支援拠点設置のため先進市の視察や関係部署と検討を行った。児童虐待を含む要保護児童への適切な対応が求められており、対応する職員の資質向上を図るとともに職員どうしが連携、協働しケース対応が行えるよう体制整備を図る。	性差による社会的不利益に配慮するとともに安全を確保して、社会的自立を目指し支援を行った。関係する機関と連携・協働し、必要な支援を行うことができた。なお、面談などには、相談者が話しやすいよう男女ペアで対応するなど配慮した。	施設には定員や入所要件があるので、家庭状況の確認や把握を速やかに行うとともに、関係機関との調整を円滑に実施する。また、施設入所以外の対応についても、関係機関と連携・協働する。
生活保護事業 (生活保護課)	福祉関連施設との連携強化	生活保護法による保護の実施に基づき、生活・住宅・教育・医療・介護・出産・生業・葬祭扶助・施設事務費並びに就労自立給付金及び進学準備給付金の支給を行った。活動・成果指標ともに見込みを下回ったが、被保護者に対して生活保護法による最低生活を保障することで生活の安定が図られた。ケースワークを通じて相談者への的確な方策を助言できるように努めた。被保護者に対して毎月保護だよりを発行し情報の提供に努めた。また、被保護者に対して自立に向けた助言・指導を行った。 DV被害者の状況により関係機関との連携や居住先市町村との調整を行った。	関係機関と連携し、異性間の暴力等の相談を実施した。危険回避のための方策を関係機関と連絡調整を図り、安全確保を優先することで事故は発生しなかった。	暴力ではあるものの、婦人相談センターに入所できないケースなど、緊急対応が必要なケースなどがあり、危険回避の対応に苦慮している。引き続き、関係機関と連携強化を図ることが必要がある。

施策目標5 政策や方針の立案及び決定過程への男女共同参画の推進

事務事業名	取組項目	事業実績など	男女平等の視点	
			配慮した点・効果	課題・改善
広聴事業 (市政情報課)	広聴機会や 手段の提供	市民が意見・要望をしやすい環境を整えた。この意見・要望が市政に反映させられるように広く意見を伺った。社会情勢の大きな変化があったことを受け、市への意見・要望は見込み以上の収集件数が提出された。収集した意見は、市政に反映できるよう庁内へ情報提供を行った。パブリック・コメント手続きの取りまとめ・市政モニターアンケート、広報あさかアンケートの実施等を行った。市政モニター実施回数は、目標どおりの回数を実施できた。今後も「市への意見・要望」、「市政モニター」等で寄せられた意見をとりまとめていく中で、市民ニーズの把握を行い、市政に取り入れられるものは反映していく。	「市への意見・要望」においては、性別記入欄を設けることをせず、性別に捉われずに幅広く意見を収集した。また、「市政モニター」においては、モニターの登録時に無作為抽出でモニター候補を選出しており、男女どちらかに偏らないように努めた。	男女平等の推進の観点から、引き続き男女問わず幅広い意見の収集に努める。
生涯学習啓発 推進事業 (生涯学習・スポーツ課)	男女が参加しやすい活動環境づくりの呼びかけ	男女ともに参加しやすい講座や教室への参加を促進し、生涯学習推進のため、「あさか学習おとどけ講座」・生涯学習ガイドブック「コンパス」の作成・生涯学習情報の提供・「こども大学あさか」等を実施した。コロナ禍の影響により生涯学習体験教室の実施講座回数や人数は目標の数値を達成することができなかったが、実施された生涯体験教室の参加者同士につながりが生まれ、サークルを形成して、引き続き学習を継続していきたいと相談があり、積極的に生涯学習に取り組むための「学習機会の提供」を行うことができた。	男女が参加しやすい環境の整備に努めた。効果として男女ともに参加しやすい環境となるよう配慮し、生涯学習活動が広がるよう努めた。	引き続き、日時や保育等に配慮し、男女ともに参加しやすい環境となるよう取り組む。
地域防災推進 事業 (危機管理室)	女性の視点を 取り入れた地域防災 計画の推進・避難所 運営	自助・共助・公助の防災理念に基づき地域防災力の向上に努め、地域防災計画を計画的に推進するとともに財源確保に努めた。 地域自主防災活動等事業費補助金の給付(18団体)・消火器設置詰替等事業費補助金の給付(10団体)・防災士資格取得支援補助金(1名)防災フェスティバルの実施(四小) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止の為、市や自主防災組織が行う防災訓練は大半が見送りとなったが、地域自主防災活動等事業費補助金については、マスクの消毒等の備蓄を含め、多くの団体に交付し、地域における新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた地域防災力の向上を推進することができた。	市が委嘱している地域防災アドバイザー18名のうち、8名が女性となっており、市が実施する施策や自主防災組織の訓練などにおいて、女性の視点により積極的にアドバイスをいただいたことにより、きめ細やかな防災対策の推進につながった。また、令和元年台風19号の際には、避難所内で臨時の授乳スペースを設けて対応した。加えて、避難所における要配慮者対応を推進するため、車いす用のトイレや授乳室等、多目的に利用できるテントを購入した。	今後も継続して、女性の意見を取り入れながら防災対策を推進していききたい。

施策目標6 地域団体や事業所における男女共同参画の推進

事務事業名	取組項目	事業実績など	男女平等の視点	
			配慮した点・効果	課題・改善
子ども・子育て支援事業（保育課）	子育て環境の整備	保育園に入園している児童の保育に対する運営費として公定価格を給付。民間の保育園等の運営改善等を図るため補助金を交付。大山保育園（ときわ）、朝霞しらこぼと保育園（くれよん）、滝の根保育園（めだか）、朝霞どろんこ保育園（ちきんえっく）の子育て支援センター（4園）へ補助金を交付した。令和元年度に保育園2園、小規模保育施設2施設の整備を行い、受入人数の拡大に努めた。しかしながら令和2年4月において待機児童の解消には至っておらず、今後も保育園等の整備を進めていく必要がある。	朝霞市子ども・子育て支援事業計画に基づく子育て環境の計画的な整備を進め、家庭と仕事の両立を実現するために、保育園2園、小規模保育施設2施設、放課後児童クラブ2施設の整備を行った。 効果としては、保育所等においては、あらたに197人の定員を確保でき、放課後児童クラブにおいても、90人の定員の増加したことで、子育てするための環境整備や男女が共に地域活動との両立ができる環境	待機児童の完全なる解消はなされていないため、女性の就業率への影響はあるものと捉えている。男女双方が利用しやすい環境整備を目指し、家庭と仕事の両立が可能となるよう、今後においても、子ども・子育て支援事業計画に基づき、保育所等の計画的な整備を進めていきたい。
勤労者支援事業（産業振興課）	一般事業主行動計画の実施への促進	労働・社会保険相談を毎月第3土曜日に産業文化センターで実施した。新型コロナウイルス感染症の影響を受けた労働者、事業者の方を対象とした労働・社会保険相談を毎月第2・第4金曜日に市役所で実施した。勤労者住宅資金貸付利子補給補助金を中央労働金庫朝霞支店に交付した。特に令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響による労使間トラブルなども例年より多いため、本相談事業が必要とされており、労働条件などについて問題を抱えている方が社会保険労務士に相談することで必要な助言を得ることができている。	内職や労働相談に係るチラシを作成すると共に、国や県等の機関からのチラシ等を課の窓口や産業文化センターに配架し、積極的な周知、広報を行った。	市ホームページやツイッター等も活用し、更なる周知を図る。また、産業振興基本計画に基づき施策として、従業員のワーク・ライフ・バランスに配慮している企業を認定する事業を実施する等、労働環境の整備を推進する中でも、情報の周知を図っていく。
市民活動支援ステーション運営事業（地域づくり支援課）	市民活動支援ステーションの充実	新型コロナウイルス感染症による施設臨時休所のため、活動目標を達成できなかったが、活動自粛等によるコロナ禍での運営支援としてビデオアブリなどオンラインに関する相談会を開催し、団体ニーズに対応した支援を提供ができた。NPO法人等の市民活動団体の情報収集、提供、相談業務・市民活動団体支援補助金交付・市民活動の団体情報等を取りまとめたガイドブックの発行・市民活動パネル展・市民活動団体の活動内容を広報あさかに掲載・市民活動イベント情報等のメールマガジンの発行、NPO税務会計相談会・SNS基礎活用相談会・はじめてのZOOM活用相談会等を行った。	市民活動ガイドブックの発行に際し、性別に関係なく地域での活動に参加できることを理解していただけるよう、ガイドブックのイラストについて、男性と女性を区別することのないようなものとした。 効果として、性別に関わりなく、市民活動への参加啓発の提供等ができ、活動への参加意欲を促すことができた。	市民活動の啓発・周知や主催事業の実施にあたり男女ともに参加しやすいよう、周知方法等を工夫しながら、誰もが地域で活動をしやすい環境の整備を行っていく。
勤労者支援事業（産業振興課）	雇用・就労に関わる法制度の周知	労働・社会保険相談を毎月第3土曜日に産業文化センターで実施した。新型コロナウイルス感染症の影響を受けた労働者、事業者の方を対象とした労働・社会保険相談を毎月第2・第4金曜日に市役所で実施した。勤労者住宅資金貸付利子補給補助金を中央労働金庫朝霞支店に交付した。特に令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響による労使間トラブルなども例年より多いため、本相談事業が必要とされており、労働条件などについて問題を抱えている方が社会保険労務士に相談することで必要な助言を得ることができている。	内職や労働相談に係るチラシを作成すると共に、国や県等の機関からのチラシ等を課の窓口や産業文化センターに配架し、積極的な周知、広報を行った。	市ホームページやツイッター等も活用し、更なる周知を図る。
就労支援事業（産業振興課）	多様な就業形態にかかわる指針・ガイドラインの周知	ハローワークとの共催で毎月1回実施している就職支援セミナーは新型コロナウイルス感染症の影響があり、令和2年9月以降実施できた。また朝霞地域合同就職面接会をハローワーク朝霞及び埼玉県と共催で開催。シニアのための合同企業説明会を埼玉県と共催で行った。支援相談チラシ及びリーフレットを作成。相談事業を毎月2回実施。埼玉県雇用開発協会及び朝霞地区雇用対策協議会に負担金を拠出した。第2回産業振興基本計画推進委員会では、産業振興基本計画のリーディングプロジェクト「あさかで働くこうプロジェクト」の中で実施している「ワーク・ライフ・グッドバランス企業」認定制度に基づき、市内2事業者の認定を行った。認定制度スターとしては初年度としては事業目的は達成された。	内職や就職支援相談に係るチラシを作成すると共に、国や県等の機関からのチラシ等を課の窓口や産業文化センターに配架し、積極的な周知、広報を行った。	市ホームページやツイッター等も活用し、更なる周知を図る。
起業家育成支援事業（産業振興課）	起業支援	起業を考えている方を対象とした「起業家育成セミナー」を開催した。また、起業家育成相談を埼玉県中小企業診断協会に委託し、起業を希望する方からの相談に協会から派遣された中小企業相談士が対応。新型コロナウイルス感染症の影響により1回しか開催できなかった。起業家育成相談等による起業者の数が目標を下回っているため、より市内で起業しやすい環境を整える必要がある。利子補給補助金を申請に基づき支出した。ビジネス支援サービス事業として図書館北朝霞分館にビジネス関連のインターネット回線を使用できる専用端末を設置した。	起業支援セミナー開催時に、創業・ベンチャー支援センター埼玉の女性創業支援チームに関するチラシや、埼玉県信用保証協会が実施する女性専用創業相談窓口に関するチラシを配架し、情報提供を行った。また、セミナーに際しては、セミナー受講中の保育を実施することで、子育て中の方も参加しやすい環境作りを行ったほか、増加している女性起業家に対応するため、女性のための起業支援セミナーを開催した。	セミナーの実施に際しては、多くの方が参加いただいているため、今後もニーズにあったセミナー等の支援や市ホームページ等を活用した情報発信など周知を図る。
生涯学習啓発推進事業（生涯学習・スポーツ課）	女性の能力開発を支援する学習情報の提供	男女ともに参加しやすい講座や教室への参加を促進し、生涯学習推進のため、「あさか学習おとどけ講座」・生涯学習ガイドブック「コンパス」の作成・生涯学習情報の提供・「こども大学あさか」等を実施した。コロナ禍の影響により生涯学習体験教室の実施講座回数や人数は目標の数値を達成することができなかったが、実施された生涯体験教室の参加者同士につながりが生まれ、サークルを形成して、引き続き学習を継続していきたいと相談があり、積極的に生涯学習に取り組むための「学習機会の提供」を行うことができた。	関係課や団体等から多くの生涯学習情報を集め、生涯学習情報ガイドブック「コンパス」に学習情報の掲載をする等、女性が活躍できる多様な生き方の選択を支援する情報提供に努めた。効果としては、生涯学習活動が広がるよう、多様な情報の掲載に努めた。	引き続き、女性が活躍できる多様な生き方の選択を支援する学習情報の提供に努める。

中央公民館運営事業 (中央公民館)	能力開発に関わる情報提供や、講座等開催に伴う施設の提供	各種講座等（プラネタリウム、悠ゆう大学、さわやか健康教室、成人教養講座、人権教育講座）を開催した。 参加者延べ2,247人。・施設の貸出しについて 利用人数：約57,700人、利用率：66.0% 令和2年4月2日～5月31日まで新型コロナウイルス感染拡大防止のため臨時休館した。臨時休館の影響で、利用率、利用人数とも減少し、目標値を達成できなかったが、市民の身近な学習施設としての役割を果たしている。今後も地域の生涯学習の拠点として、多くの市民が気軽に利用できるような学習環境の整備を図る。	地域活動の活性化を図るため、問合せに対して、適切な情報が提供できるよう心がけた。また、各種団体や関係各課からの掲示物や資料を来館者にわかりやすく掲示・設置するように努めた。	女性の活躍推進を目的とした講座等に関し、今まで以上に男女平等の視点を取り入れ、継続して実施する。
就労支援事業 (産業振興課)	再就職に関わる情報の提供と支援講座の開催	ハローワークとの共催で毎月1回実施している就職支援セミナーは新型コロナウイルス感染症の影響があり、令和2年9月以降実施できた。また朝霞地域合同就職面接会をハローワーク朝霞及び埼玉県と共催で開催。シニアのための合同企業説明会を埼玉県と共催で行った。支援相談チラシ及びリーフレットを作成。相談事業を毎月2回実施。埼玉県雇用開発協会及び朝霞地区雇用対策協議会に負担金を拠出した。第2回産業振興基本計画推進委員会では、産業振興基本計画のリーディングプロジェクト「あさかで働くプロジェクト」の中で実施している「ワーク・ライフ・グッドバランス企業」認定制度に基づき、市内2事業者の認定を行った。認定制度スターとしては初年度としては事業目的は達成された。	内職や労働相談に係るチラシを作成すると共に、国や県等の機関からのチラシ等を課の窓口や産業文化センターに配架し、積極的な周知、広報を行った。また、埼玉県と共催で、多様な働き方の一つである在宅ワーカー育成セミナーを女性向けに開催した。	セミナーの実施に際しては、多くの方が参加いただいているため、今後もニーズにあったセミナー等の支援や市ホームページ等を活用した情報発信など周知を図る。

第2次朝霞市男女平等推進行動計画 指標・数値目標一覧表

施策目標	施策の方向	指 標	第2次行動計画策定時 (平成26年度意識調査)	実施計画数値目標 (平成32年度)	第2次行動計画にお ける平成37年度 目標値	評価 資料
1 男女平等の 意識の浸透	1-1 男女平等の 現状把握と 将来像の提 案	「社会通念・慣習・し きたりなどで男女の地 位(立場と責任)は平 等である」とする市民 の割合	8.1%	15%	20%	市民意識 調 査
	1-2 学校・家庭・ 地域におけ る男女平等 の意識啓発	「家庭生活の中で男女 の地位(立場と責任) は平等である」とする 市民の割合	27.6%	30%	35%	市民意識 調 査
2 自己実現へ 向けた学習 機会の充実	2-1 多様なライ フコース選 択の情報と 機会の提供	「あさか男女(ひと) の輪サイト」をよく知 っている市民の割合	3.4%	15%	20%	市民意識 調 査
	2-2 能力の開発 と活動の支 援	能力開発支援に関わる 制度・機会を知ってい る女性(20~50歳 代)の割合	11.5%	15%	20%	市民意識 調 査
3 性と生殖に 関する健康 と権利の尊 重	3-1 生涯にわた る性と生殖 に関する健 康と権利の 尊重	「性と生殖に関する健 康と権利(リプロダク ティブ・ヘルス/ライ ツ)」をよく知っている 市民の割合	2.4%	10%	20%	市民意識 調 査
4 異性間の暴 力の根絶 (第2次朝 霞市DV防 止基本計 画)	4-1 意識の啓発 と情報の提 供及び未然 防止	「配偶者からの暴力の 防止及び被害者の保護 等に関する法律(DV防 止法)」を知っている市 民の割合	86.1%	95%	100%	市民意識 調 査
	4-2 相談体制の 充実	市のDV相談(配偶者暴 力相談支援センター)を 知っている市民の割合	33.4%	50%	70%	市民意識 調 査
5 政策や方針 の立案及び 決定過程へ の男女共同 参画の推進	5-1 政策・方針 の立案や決 定過程への 男女共同参 画の推進	各審議会等での女性委 員登用率が30%以上 の審議会等の割合	47.2% (平成27年3月)	60%	70%	統計資料
6 地域団体や 事業所にお ける男女共 同参画の推 進	6-1 家庭と仕 事・地域活 動との両立 支援	「ワーク・ライフ・バ ランス」をよく知って いる市民の割合	25.5%	40%	50%	市民意識 調 査
	6-2 働く場での 男女共同参 画の推進	「職場の中で男女の地 位(立場と責任)は平 等である」とする市民 の割合	15.4%	20%	25%	市民意識 調 査

【審議会等の女性委員の登用率の現状値】

令和3年3月末日現在

		印は、各審議会等での女性委員登用率が30%以上を表しています。					(人)
	設置 根拠	名 称	課 名	男性	女性	計	
1	法必	行政不服審査会	人権庶務課	3	0	3	
2	法必	本庁舎衛生委員会	職員課	3	6	9	
3	法必	民生委員推薦会	福祉相談課	3	4	7	
4	法必	介護認定審査会	長寿はつらつ課	26	14	40	
5	法必	高齢者福祉計画及び介護保険事業計画推進会議	長寿はつらつ課	11	6	17	
6	法必	地域包括支援センター運営協議会	長寿はつらつ課	7	3	10	
7	法必	地域密着型サービス運営委員会	長寿はつらつ課	5	5	10	
8	法必	国民健康保険運営協議会	保険年金課	13	5	18	
9	法必	教育委員会	教育総務課	3	2	5	
10	法必	就学支援委員会	教育指導課	12	22	34	
11	法必	選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局	3	1	4	
12	法必	公平委員会	公平委員会	3	0	3	
13	法必	固定資産評価審査委員会	固定資産評価審査委員会	3	0	3	
14	法任	入札監視委員会	入札契約課	3	0	3	
15	法任	環境審議会	環境推進課	12	3	15	
16	法任	廃棄物減量等推進審議会	資源リサイクル課	7	3	10	
17	法任	要保護児童対策地域協議会代表者会議	こども未来課	15	6	21	
18	法任	要保護児童対策地域協議会実務者会議	こども未来課	10	20	30	
19	法任	青少年問題協議会	こども未来課	17	4	21	
20	法任	都市計画審議会	まちづくり推進課	11	3	14	
21	法任	地域公共交通協議会	まちづくり推進課	32	2	34	
22	法任	下水道審議会	下水道課	6	5	11	
23	法任	水道審議会	水道経営課	9	3	12	
24	法任	いじめ問題専門委員会	教育指導課	4	1	5	
25	法任	いじめ問題対策連絡協議会	こども未来課 教育指導課	5	2	7	
26	法任	博物館協議会	文化財課	8	2	10	
27	法任	公民館運営審議会	中央公民館	9	5	14	
28	法任	図書館協議会	図書館	6	1	7	
29	法任	農業委員会	農業委員会事務局	17	3	20	
30	市独	総合計画審議会	政策企画課	14	6	20	
31	市独	外部評価委員会	政策企画課	7	3	10	
32	市独	行政改革懇談会	政策企画課	9	1	10	
33	市独	まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会	政策企画課	6	4	10	
34	市独	公共施設等総合管理計画検討委員会	政策企画課	5	5	10	
35	市独	オリンピック・パラリンピック競技大会支援実行委員会	政策企画課オリンピック・パラリンピック室	36	3	39	
36	市独	シティ・セールス朝霞ブランド検討委員会	シティ・プロモーション課	3	2	5	
37	市独	情報公開・個人情報保護審査会	市政情報課	1	2	3	
38	市独	情報公開・個人情報保護審議会	市政情報課	7	3	10	
39	市独	防犯推進計画会議	危機管理室	12	3	15	

	設置 根拠	名 称	課 名	男性	女性	計
40	市独	男女平等推進審議会	人権庶務課	4	9	13
41	市独	男女平等苦情処理委員	人権庶務課	1	1	2
42	市独	公務災害補償等認定委員会	職員課	4	1	5
43	市独	農業祭運営委員会	産業振興課	10	0	10
44	市独	農業用廃プラスチック等収集処理運営協議会	産業振興課	23	1	24
45	市独	都市農業推進協議会	産業振興課	13	3	16
46	市独	担い手育成総合支援協議会	産業振興課	5	2	7
47	市独	産業振興基本計画推進委員会	産業振興課	8	3	11
48	市独	コミュニティセンター運営審議会	コミュニティセンター	5	4	9
49	市独	地域福祉計画推進委員会	福祉相談課	11	7	18
50	市独	総合福祉センター運営協議会	福祉相談課	7	6	13
51	市独	社会福祉法人認可等審査委員会	福祉相談課	3	0	3
52	市独	災害弔慰金等支給審査委員会	福祉相談課	3	2	5
53	市独	介護給付費等の支給に関する審査会	障害福祉課	5	5	10
54	市独	障害者自立支援協議会専門部会	障害福祉課	8	9	17
55	市独	障害者プラン推進委員会	障害福祉課	8	9	17
56	市独	障害者自立支援協議会	障害福祉課	13	7	20
57	市独	児童館運営協議会	こども未来課	4	6	10
58	市独	子ども・子育て会議	こども未来課	10	15	25
59	市独	健康づくり推進協議会	健康づくり課	10	5	15
60	市独	景観審議会	まちづくり推進課	10	2	12
61	市独	交通安全対策協議会	まちづくり推進課	38	6	44
62	市独	開発事業等紛争調停委員会	開発建築課	4	1	5
63	市独	緑化推進会議	みどり公園課	12	3	15
64	市独	基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画見直し検討委員会	みどり公園課	12	3	15
65	市独	教育振興基本計画策定委員会	教育総務課	15	0	15
66	市独	教育行政施策評価会議	教育総務課	11	2	13
67	市独	入学準備金及び奨学金貸付審査会	教育管理課	8	1	9
68	市独	幼児教育振興協議会	教育指導課	4	5	9
69	市独	ふれあい推進事業推進委員会	教育指導課	24	3	27
70	市独	学校給食運営審議会	学校給食課	6	6	12
71	市独	学校給食用物資選定委員会	学校給食課	7	8	15
72	市独	社会教育委員会議	生涯学習・スポーツ課	11	4	15
73	市独	スポーツ推進審議会	生涯学習・スポーツ課	13	2	15
74	市独	スポーツ推進委員会議	生涯学習・スポーツ課	14	11	25
75	市独	文化財保護審議会委員会議	文化財課	6	2	8
合 計				716	317	1,033
				69.3%	30.7%	100%

※ 75 の審議会等のうち、36 の審議会等において、女性委員の登用率が30%以上となっています。

7 女性活躍推進法に基づく朝霞市推進計画に関する事業評価

□実施計画取組項目との位置付けと評価

- 国が定める女性活躍推進法に関する基本方針を勘案し、区域内における女性の職業生活の活躍推進に関する施策について、市町村推進計画を策定することが努力義務とされました。
- 実施計画上で推進している一部の事業（34事業）が、女性活躍推進法の施策と一体となる取組について、主な施策別に評価しました。
- 女性活躍推進法の基本方針に基づく朝霞市推進計画に関する事業評価は、3つの柱立てに区分した取組項目ごとに総合評価しました。

女性活躍推進法に基づく推進計画について

【国の動き】

平成28年4月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）が施行され、市町村は、国が定める基本方針を勘案して、区域内における女性の職業生活の活躍推進に関する施策について、推進計画を策定することが努力義務とされました。

【女性の活躍推進とは】

女性の自らの意思によって、職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層大事であることから、女性に対する採用や昇進等の機会の積極的な提供及びその活用や、仕事と家庭の両立への配慮などにより、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現をめざしています。

【女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（閣議決定）】

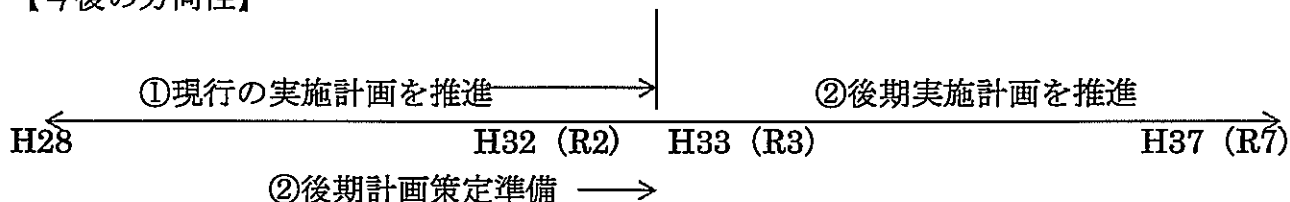
（地方公共団体に関する部分を抜粋）

- 1 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置
 - ①女性の職業生活における活躍の推進に積極的に取り組む企業に対するインセンティブの付与等
 - ②希望に応じた多様な働き方の実現に向けた支援措置
 - ③情報の収集・整理・提供及び啓発活動
- 2 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備
 - ①男性の意識と職場風土の改革
 - ②職業生活と家庭生活の両立のための環境整備
- 3 社会全体における固定的な性別役割分担意識の改革

【朝霞市の動き】

この実施計画を推進することで、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に定める施策を一体のものとして行っていることから、この計画を女性活躍推進法第6条第2項に基づく「市町村推進計画」として推進します。

【今後の方向性】



①平成32年度（令和2年度）までは、現行の実施計画を推進する。

②後期実施計画を策定する際に、平成32年度（令和2年度）までの女性活躍推進に関わる事業の成果と新たに取り組むべき施策を検討し、平成33年度（令和3年度）を初年度とする後期計画を策定する。

女性活躍推進法基本方針に基づく施策別一覧表

※国が定めた基本方針を勘案（下記3つの柱立て）し、実施計画上の取組項目を当てはめた一覧表です。

1 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

主な施策	施策番号	取組項目
学校への情報提供を行い、男女平等の視点を積極的に提案していく	1-2-2-2 *	進路指導、キャリア教育の充実
自己実現の前提となる暮らしの安心を確保する	2-1-1-2 *	「女性総合相談」の実施
自己実現の機会を可能にするわかりやすい情報を提供する	2-1-2-1 *	多様なライフコースの選択支援に関する情報の提供
自己実現を支援するための学習機会を充実させる	2-1-3-1 *	女性センターそれいゆぶらざにおける情報発信
能力の開発と活動の支援の充実を図る	2-2-1-1 *	就業や起業支援に向けた情報の提供
	2-2-1-4	起業支援
市政への男女共同参画を推進していく	5-1-1-1 *	各審議会等での女性委員の登用の促進とその登用率の目標達成
家庭と仕事の両立を支援する	6-1-1-3	一般事業主行動計画の実施への促進
男女格差がない職場づくりを促進していく	6-2-1-4	多様な就業形態にかかわる指針・ガイドラインの周知
就業上での女性の活躍を推進する	6-2-2-2 *	積極的格差是正措置の動向や顕彰制度の周知
	6-2-2-3	起業支援
	6-2-2-4	女性の能力開発を支援する学習情報の提供
	6-2-2-5	能力開発に関わる情報提供や、講座等開催に伴う施設の提供
	6-2-2-6	再就職に関わる情報の提供と支援講座の開催

2 職業生活と家庭生活の両立のための環境整備

主な施策	施策番号	取組項目
男女平等の視点からの慣行や社会制度の検証を行い、問題提起に取り組む	1-1-2-1 *	「朝霞市市内男女平等推進指針」の推進
男性の家事・育児参画と、女性のリーダーシップ能力向上を支援していく	1-2-3-2 *	男性の育児参画や女性のリーダーシップ能力向上講座の開催
	1-2-3-3	マタニティ教室、育児学級の充実
	1-2-3-5	子育て講座の充実
学習活動を支援する人材の育成と活用を進める	1-2-4-1 *	地域人材の育成・活用
性と生殖（妊娠と出産）に関する健康と権利の考え方を普及させる	3-1-1-1 *	性と生殖（妊娠と出産）に関する健康と権利についての情報発信
	3-1-1-2	HIV/エイズ、性感染症対策や薬物乱用対策の推進
異性間暴力が犯罪であることの意識を浸透し、暴力の発生を防ぐ	4-1-2-5	ハラスメント防止対策の強化
家庭と仕事の両立を支援する	6-1-1-1 *	両立支援（ワーク・ライフ・バランス）の情報提供
	6-1-1-2	子育て環境の整備
地域活動への参画を促す	6-1-2-1 *	地域活動への参画促進
	6-1-2-2	市民活動支援ステーションの充実
男女格差がない職場づくりを促進していく	6-2-1-3	雇用・就労に関わる法制度の周知
市内での男女平等を推進していく	6-2-3-1 *	「朝霞市市内男女平等推進指針」の推進
	6-2-3-2 *	朝霞市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画の推進

3 社会全体における固定的な性別役割分担意識の改革

主な施策	施策番号	取組項目
男女平等の視点からの慣行や社会制度の検証を行い、問題提起に取り組む	1-1-2-2 *	男女平等を阻害する慣行の是正提案
男女格差がない職場づくりを促進していく	6-2-1-1 *	事業所への男女格差改善の協力要請
	6-2-1-2 *	「男女平等推進に関する事業所アンケート」の実施

4 上記1・2・3全てに当てはまる取組項目

主な施策	施策番号	取組項目
就業上での女性の活躍を推進する	6-2-2-1 *	女性活躍推進法の推進

*印は進行管理事業

主な施策別にみる女性活躍推進法（基本方針）に基づく、地方公共団体に関する施策と一体となる取組項目一覧表

※女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針

（地方公共団体に関する部分を抜粋）

- ①女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置
- ②職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境整備
- ③社会全体における固定的な性別役割分担意識の改革

*印は進行管理事業

主な施策	施策番号	取組項目	女性活躍推進法基本方針に基づく地方公共団体に関する施策に一体となる取組項目		
			①	②	③
男女平等の視点からの慣行や社会制度の検証を行い、問題提起に取り組む	1-1-2-1*	「朝霞市庁内男女平等推進指針」の推進		○	
	1-1-2-2*	男女平等を阻害する慣行の是正提案			○
学校への情報提供を行い、男女平等の視点を積極的に提案していく	1-2-2-2*	進路指導、キャリア教育の充実	○		
男性の家事・育児参画と、女性のリーダーシップ能力向上を支援していく	1-2-3-2*	男性の育児参画や女性リーダーシップ能力向上講座の開催		○	
	1-2-3-3	マタニティ教室、育児学級の充実		○	
	1-2-3-5	子育て講座の充実		○	
学習活動を支援する人材の育成と活用を進める	1-2-4-1*	地域人材の育成・活用		○	
自己実現の前提となる暮らしの安心を確保する	2-1-1-2*	「女性総合相談」の実施	○		
自己実現の機会を可能にするわかりやすい情報を提供する	2-1-2-1*	多様なライフコースの選択支援に関する情報の提供	○		
自己実現を支援するための学習機会を充実させる	2-1-3-1*	女性センターそれいゆぶらざにおける情報発信	○		
能力の開発と活動の支援の充実を図る	2-2-1-1*	就業や起業支援に向けた情報の提供	○		
	2-2-1-4	起業支援	○		
性と生殖（妊娠と出産）に関する健康と権利の考え方を普及させる	3-1-1-1*	性と生殖（妊娠と出産）に関する健康と権利についての情報発信		○	
	3-1-1-2	HIV／エイズ、性感染症対策や薬物乱用対策の推進		○	
異性間暴力が犯罪であることの意識を浸透し、暴力の発生を防ぐ	4-1-2-5	ハラスメント防止対策の強化		○	
市政への男女共同参画を推進していく	5-1-1-1*	各審議会等での女性委員の登用の促進とその登用率の目標達成	○		
家庭と仕事の両立を支援する	6-1-1-1*	両立支援（ワーク・ライフ・バランス）の情報提供		○	
	6-1-1-2	子育て環境の整備		○	
	6-1-1-3	一般事業主行動計画の実施への促進	○		
地域活動への参画を促す	6-1-2-1*	地域活動への参画促進		○	
	6-1-2-2	市民活動支援ステーションの充実		○	
男女格差がない職場づくりを促進していく	6-2-1-1*	事業所への男女格差改善の協力要請			○
	6-2-1-2*	「男女平等推進に関する事業所アンケート」の実施			○
	6-2-1-3	雇用・就労に関わる法制度の周知		○	
	6-2-1-4	多様な就業形態にかかわる指針・ガイドラインの周知	○		
就業上での女性の活躍を推進する	6-2-2-1*	女性活躍推進法の推進	○	○	○
	6-2-2-2*	積極的格差是正措置の動向や顕彰制度の周知	○		
	6-2-2-3	起業支援	○		
	6-2-2-4	女性の能力開発を支援する学習情報の提供	○		
	6-2-2-5	能力開発に関わる情報提供や、講座等開催に伴う施設の提供	○		
	6-2-2-6	再就職に関わる情報の提供と支援講座の開催	○		
庁内での男女平等を推進していく	6-2-3-1*	「朝霞市庁内男女平等推進指針」の推進		○	
	6-2-3-2*	朝霞市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画の推進		○	

女性活躍推進法に基づく朝霞市推進計画に関する事業評価

※国が定めた女性活躍推進法の基本方針を勘案し、朝霞市推進計画に示す取組項目を3つの柱立てに区分しています。
事業評価は、区分ごとの施策に関しての総評及び主な施策別に評価を行いました。

1 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

- ①女性の職業生活における活躍の推進に積極的に取り組む企業に対するインセンティブの付与等
- ②希望に応じた多様な働き方の実現に向けた支援措置
- ③情報の収集・整理・提供及び啓発活動

【総 評】

「女性活躍推進法」や「政治分野における男女共同参画の推進に関する法」が施行され、ますます女性が活躍できる社会制度が進んでおりますが、働いている女性や働くことを希望する女性が、希望に応じた働き方が実現している社会は、まだまだ確立されているとは言い難い状況です。

市では、ライフステージに沿った女性の健康に対する支援や安全で安心な暮らしの基盤を揺るがす重大な人権侵害であるDVやハラスメント、性犯罪・性暴力、さらには、多様な性にまつわる無知や偏見によるいじめ問題などについての正しい理解促進に向け、サポートガイドやリーフレットの作成及び活用についてを市民や事業所等に積極性を持ち意識啓発に努めました。また、男女平等推進情報「そよかぜ」では、活躍している女性像やあらゆる人権侵害、ジェンダー平等の促進について気づき、行動していくことが、女性にとって活躍できるものであることを広く周知することができました。

女性が活躍できる環境整備等を推進している市内企業に対し、ワーク・ライフ・グットバランス企業認定制度を開始し、表彰や市公式ホームページへの掲載によるインセンティブの付与を行い、見える化を促進し企業発展に努めることができました。女性総合相談では、コロナ禍における生き方など多様な相談ニーズに対し、一緒に問題点や課題を整理し相談者に寄り添った助言等を提案することができました。

【評価方法】

朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱第4条評価の基準（8ページ参照）に照らし、主な施策ごとに評価しています。

I 大きな成果が得られた II 一定の成果が得られた III 成果が不十分だった

主 な 施 策	評 価	取 組 項 目
学校への情報提供を行い、男女平等の視点を積極的に提案していく (1-2-2)	I	進路指導、キャリア教育の充実
自己実現の前提となる暮らしの安心を確保する (2-1-1)	I	「女性総合相談」の実施
自己実現の機会を可能にするわかりやすい情報を提供 (2-1-2)	II	多様なライフコースの選択支援に関する情報の提供
自己実現を支援するための学習機会を充実させる (2-1-3)	I	女性センターそいゆぶらざにおける情報発信
能力の開発と活動の支援の充実を図る (2-2-1)	II	就業や起業支援に向けた情報の提供 起業支援
市政への男女共同参画を推進していく (5-1-1)	II	各審議会等での女性委員の登用の促進とその登用率の目標達成
家庭と仕事の両立を支援する (6-1-1)	II	一般事業主行動計画の実施への促進
男女格差がない職場づくりを促進していく (6-2-1)	II	多様な就業形態にかかわる指針・ガイドラインの周知
就業上での女性の活躍を推進する (6-2-2)	II	女性活躍推進法の推進 積極的格差是正措置の動向や顕彰制度の周知 起業支援 女性の能力開発を支援する学習情報の提供 能力開発に関わる情報提供や、講座等開催に伴う施設の提供 再就職に関わる情報の提供と支援講座の開催

女性活躍推進法に基づく朝霞市推進計画に関する事業評価

2 職業生活と家庭生活の両立のための環境整備

①男性の意識と職場風土の改革

②職業生活と家庭生活の両立のための環境整備

【総 評】

男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍を推進するための取り組みとして、令和元年度に実施した市内事業所アンケートの集計結果を市公式ホームページに掲載し、女性活躍に関する取り組み状況を示すことができました。例えば、女性管理職の推進状況や男性の育児休暇取得状況などを示すことで、会社や男性の理解促進を進めるといった環境整備に関する啓発をすることができました。市役所内部では、ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、平成29年5月に市長を始めとする管理職員がイクボス宣言したことを風化させないよう女性センターや会議の場での周知を継続し、また、ノー残業デーの促進、積極的な有給休暇取得男性の育児休暇促進に向け啓発することができました。

女性が活躍できる環境を促進するためには、男性や職場、社会の理解が必要不可欠であることから、市職員が積極的に男女平等や女性活躍に関する無知や偏見、性別による役割分業意識を払拭していくための「朝霞市庁内男女平等推進指針」を職員に通知し、意識向上を図りました。

待機児童の解消を図るため保育園の整備も進み、職業生活と家庭生活を両立するために、男女がともに身体と心が健康でいられるための支援や情報提供なども行うことができたことから、一定程度の成果を得ることができた。

【評価方法】

朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱第4条評価の基準（8ページ参照）に照らし、主な施策ごとに評価しています。

I 大きな成果が得られた II 一定の成果が得られた III 成果が不十分だった

主 な 施 策	評 価	取 組 項 目
男女平等の視点からの慣行や社会制度の検証を行い、問題提起に取り組む (1-1-2)	II	「朝霞市庁内男女平等推進指針」の推進
男性の家事・育児参画と、女性のリーダーシップ能力向上を支援していく (1-2-3)	II	男性の育児参画や女性のリーダーシップ能力向上講座の開催 マタニティ教室、育児学級の充実 子育て講座の充実
学習活動を支援する人材の育成と活用を進める (1-2-4)	II	地域人材の育成・活用
性と生殖（妊娠と出産）に関する健康と権利の考え方を普及させる (3-1-1)	II	性と生殖（妊娠と出産）に関する健康と権利についての情報発信 HIV/エイズ、性感染症対策や薬物乱用対策の推進
異性間暴力が犯罪であることの意識を浸透し、暴力の発生を防ぐ (4-1-2)	I	ハラスメント防止対策の強化
家庭と仕事の両立を支援する (6-1-1)	II	両立支援（ワーク・ライフ・バランス）の情報提供 子育て環境の整備
地域活動への参画を促す (6-1-2)	II	地域活動への参画促進 市民活動支援ステーションの充実
男女格差がない職場づくりを促進していく (6-2-1)	I	雇用・就労に関わる法制度の周知
就業上での女性の活躍を推進する (6-2-2)	II	女性活躍推進法の推進
庁内での男女平等を推進していく (6-2-3)	II	「朝霞市庁内男女平等推進指針」の推進 朝霞市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画の推進

女性活躍推進法に基づく朝霞市推進計画に関する事業評価

3 社会全体における固定的な性別役割分担意識の改革

【総 評】

女性が活躍できる社会の実現に向け、これまでの性別による固定的役割分業意識を解消し、誰もが認め合い、尊重するといった慣習が必要であることから、時代を担う若年層への働きかけと若年層を支える方への情報提供等に努めてきました。

しかしながら、性別による固定的役割分業意識は、中々払拭できるものではないことから、継続的に市民や事業所、職員等に対し、意識に浸透するような周知啓発を行っています。その中でも、中学3年生を対象に、おとどけ講座「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ及びデートDV」については、男女がともに尊重し、対等な関係性が築けることで女性が活躍できる重要性について伝えていくことを行っています。また、市民の意識を高めるため、「あさか男女の輪サイト」を始めとした様々な媒体を活用しての啓発を行い、性別による固定的役割分業意識を少しずつ解消しているものと考えています。

すべての人が、性別に関わりなく活躍できる社会の実現に近づくためには、社会全体の意識を変えていけるような施策を展開していく必要があることから、市民意識調査や事業所アンケート等を定期的に実施し、女性が活躍できる環境整備が進んでいるか等の現状を把握したうえで、今後の男女平等の推進と女性活躍推進に役立ててまいります。

【評価方法】

朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱第4条評価の基準（8ページ参照）に照らし、主な施策ごとに評価しています。

I 大きな成果が得られた II 一定の成果が得られた III 成果が不十分だった

主な施策	評 価	取組項目
男女平等の視点からの慣行や社会制度の検証を行い、問題提起に取り組む (1-1-2)	II	男女平等を阻害する慣行の是正提案
男女格差がない職場づくりを促進していく (6-2-1)	II	事業所への男女格差改善の協力要請 「男女平等推進に関する事業所アンケート」の実施
就業上での女性の活躍を推進する (6-2-2)	II	女性活躍推進法の推進

第3部

朝霞市の男女平等推進体制

●男女平等推進体制

1 男女平等推進審議会

男女平等推進審議会は、男女平等推進条例第24条により設置されており、男女平等を推進する上で必要な事項を審議します。具体的には、男女平等に関する行動計画策定に当たっての審議や男女平等の推進に関する市の事業等の評価、男女平等に関する施策の実施状況等について公表される報告書の内容等について審議します。審議会は、男女平等の推進に関する活動を行っている者、関係行政機関の職員、知識経験者、公募による市民の委員13人以内をもって組織されます。

【会議の開催状況】

第1回 令和2年7月15日

- ・令和元年度男女平等推進事業報告について
- ・令和元年度男女平等推進事業評価（案）について
- ・第2次朝霞市男女平等推進行動計画後期基本計画策定（案）について

第2回 令和2年8月26日

- ・第2次朝霞市男女平等推進行動計画後期基本計画策定（案）について

第3回 令和2年10月2日

- ・第2次朝霞市男女平等推進行動計画後期基本計画策定（案）について

第4回 令和2年12月18日

- ・第2次朝霞市男女平等推進行動計画後期基本計画策定（案）について

【朝霞市男女平等推進審議会委員名簿】

(順不同・敬称略)

選出区分	委員氏名	職	備考
男女平等の推進に関する活動を行っている者	小島真知子	委員	朝霞市男女平等推進事業企画・運営協力員
	星名 弘恵	〃	朝霞市女性センターそれいゆぷらご登録団体
関係行政機関の職員	上木 孝子	〃	埼玉県男女共同参画推進センター
	安藤 和也 (～R3.3.18) 坂本 賢一 (R3.3.19～)	〃	埼玉県朝霞警察署
	大澤 勇	〃	埼玉県朝霞保健所
知識経験者	金子智恵子	副会長 (R1.7.15～)	朝霞市商工会
	久慈須美子	副会長 (～R1.7.14)	女性起業家
	栗山 昇	会長	人権擁護委員
	土佐 隆子	委員	民生委員児童委員
	内山 有子	〃	東洋大学 (R1.7.15～)
	西澤 孝	〃	公募 (R1.7.15～)
	嶋田 弘子	〃	公募 (R1.7.15～)
	岩谷 直美	〃	公募 (R1.7.15～)

任期：令和元年7月15日～令和3年7月14日（2年間）

2 男女平等推進庁内連絡会議

男女平等推進庁内連絡会議は、男女平等推進庁内連絡会議設置要綱により、男女平等推進施策について関係部課相互の連絡調整を行い、総合的かつ効果的な施策を推進するため設置されています。委員は、下記表に掲げる課の、主に課長級、課長補佐級の職員で組織されます。

市長公室	政策企画課、市政情報課
総務部	職員課
市民環境部	地域づくり支援課、産業振興課
福祉部	福祉相談課、長寿はつらつ課
こども・健康部	こども未来課、健康づくり課
都市建設部	まちづくり推進課
上下水道部	水道経営課（R3.4.1～上下水道総務課）
教育委員会	教育指導課、生涯学習・スポーツ課

【会議の開催状況】

第1回 令和2年6月1日～6月10日 書面会議

- ・令和元年度男女平等推進事業評価（案）について
- ・令和元年度相談実績報告
- ・男女平等推進庁内連絡会議幹事会報告

第2回 令和2年9月11日～9月25日 書面会議

- ・第2次朝霞市男女平等推進行動計画後期基本計画（案）について意見を聴取

【幹事会の開催状況】

幹事会は、男女平等推進庁内連絡会議の中に位置し、男女平等推進に関する具体的事項を調査、研究するプロジェクトチームとして設置されています。幹事は、公室及び部の職員とし、総務部、福祉部、健康づくり部から1人、その他の公室及び部から2人ずつ選出され、主に係長級、主任級の職員で組織されます。

第1回 令和2年5月12日～5月20日 書面会議

- ・令和元年度相談事業報告について
- ・性の多様性に関するリーフレット及びチラシの配布方法について
- ・令和元年度「重点活動テーマ」について

第2回 令和2年9月11日～9月25日 書面会議

- ・第2次朝霞市男女平等推進行動計画後期基本計画（案）について意見を聴取

3 DV対策関係機関ネットワーク会議

DV対策関係機関ネットワーク会議は、朝霞市DV対策関係機関ネットワーク会議設置要綱により、DVの防止並びにその被害者の保護及び自立支援に関する対策について、関係する機関が連携し、総合的に推進するために設置されています。令和元年度からは庁内外を問わず一つの会議体とし、より一層の緊密な連携を図っております。委員は、下記表に掲げる機関に属する者で構成されます。

区分	機関の名称
県の関係機関	1 婦人相談センター
	2 所沢児童相談所
	3 朝霞保健所
	4 朝霞警察署
市の関係機関	1 人権庶務課
	2 地域づくり支援課
	3 総合窓口課
	4 福祉相談課
	5 生活援護課
	6 障害福祉課
	7 長寿はつらつ課
	8 こども未来課
	9 保育課
	10 健康づくり課
	11 保険年金課
	12 教育委員会教育管理課
	13 教育委員会教育指導課
その他の関係機関	1 一般社団法人朝霞地区医師会
	2 社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会

【会議の開催状況】

第1回 令和3年1月

- ・朝霞市におけるDV相談実績と課題について
- ・埼玉県、朝霞警察署、所沢児童相談所における相談の現状と課題について
- ・性犯罪、性暴力対策について
- ・秘密の保持、安全確保について
- ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正について
- ・DV支援連携について

用	語	解	説
---	---	---	---

*DV相談

本市が行っている相談で、夫婦、パートナーや恋人その他親密な関係にある（あった）者同士の間で振るわれる暴力に関する相談。

*NPO

Non-Profit Organization の略で、「特定非営利活動法人」や「民間非営利組織」等と訳される。政府・自治体や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援の下で社会的な公益活動を行う組織・団体を指す。

*LGBTQ（性的マイノリティ）

L（レズビアン）：女性の同性愛者

G（ゲイ）：男性の同性愛者

B（バイセクシュアル）：両性愛者

T（トランスジェンダー）：からだの性とところの性が一致しないという感覚（性別違和）を持っている。性的指向や性自認が典型的ではない人を総称する場合に使われることもある。

Q（クエスチョニング）：自分自身の性自認や性的指向が揺れ動いたり迷ったりしている人
この5つの頭文字を併せた言葉のこと。

*あさか学習おとどけ講座

市の情報や身近な情報等を講座として皆さんの学習の場へおとどけする多種多様な講座。

*あさか女^{ひと}と男^{ひと}セミナー

男女平等に関する情報の提供や、学びを通じて男女平等を推進し、地域の人材育成につなげることを目的に実施する連続セミナーのこと。セミナーは、「あさか女^{ひと}と男^{ひと}セミナー企画・運営協力員」と協働で実施している。

*あさか男女（ひと）の輪サイト

本市では、男女平等社会の実現や男女共同参画を推進するために、市ホームページに「あさか男女（ひと）の輪」として、男女平等に関するあらゆる分野の情報を掲載し、ワンストップで知りたい情報を入手できるサイト。

*アウェアネスリボン

社会問題や難病に対して、世界で統一した色のリボンを身につけ、支援を表明するために身につけるアイテムをアウェアネスリボンと言う。

*ケースカンファレンス

解決すべき問題や課題のある事例を個別に深く検討することによって、関係機関がその状況の理解を深め、対応策や支援の方向性、各役割分担等を決定すること。

*合計特殊出生率

15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1 人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

$$\text{合計特殊出生率} = \left[\frac{\text{母の年齢別出生数}}{\text{年齢別女性人口}} \right] \quad 15 \text{ 歳から } 49 \text{ 歳までの合計}$$

*ジェンダー（社会的性別）

生まれつきの生物学的な性別（セックス）ではなく、女らしさ・男らしさといった社会的・文化的に形成された性別のこと。

*児童扶養手当

父または母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するためのもので、満 18 歳以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子どもを養育しているなど一定の受給資格に該当する方に対して年 3 回支給されるもの。（対象の子どもが、一定障害の状態にある場合は 20 歳未満）

*女性センター登録団体

男女共同参画社会の実現を目的とした活動を行っている団体を女性センターに登録することにより、市と協働を図り、男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする制度。

*女性総合相談

本市が行っている相談で、親族間のもめごとや対人関係などの悩みや問題を抱える女性が相談できる専門の相談員が応じている相談。

*女性登用率

男女が対等に政策・方針の立案や決定過程に参画し、ともに社会の担い手として活躍することが重要であり、本市の審議会等における女性委員の比率は、令和 3 年 3 月末で 30.7% となっている。

*女性に対する暴力をなくす運動

夫、パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で重要な課題であることから、この運動を 1 つの機会にとらえ、社会の意識啓発な

ど、女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化するもの。

***女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）**

女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図ることを目的として、平成27（2015）年、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）が成立し、民間企業等（一般事業主。常時雇用する労働者の数が300人以下の一般事業主については努力義務）並びに国及び地方公共団体の機関（特定事業主）に、事業主行動計画の策定・公表等が義務付けられた。また、地方公共団体は、当該区域内における女性の職業生活における活躍についての市町村推進計画の策定を努力義務とした。

***生活保護**

病気やその他の事情により生活に困っている世帯に対し、最低限度の生活を保障して再び自分の力で生活できるよう援助する制度。

***性的指向・性自認（SOGI）職員・教職員サポートガイド**

市職員や教職員、関係者が、性的指向・性自認の正しい理解のもと、状況に応じた対応や対応、考え方を身につけ、働きやすい環境づくりとより良い公共サービスの提供を目指して作成した職員向けのガイド。

***性と生殖（妊娠と出産）に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）**

1994 年にカイロの国際人口開発会議において提唱された概念で、人々が安全で満ち足りた性生活を営むことができ、子どもを持つか持たないか、いつ持つか、何人持つかを決める自由を持ち、そのための情報と手段を得ることができるという権利。また、差別、強制、暴力を受けることなく、生殖に関する決定を行える権利も含まれる。さらに、女性が安全に妊娠・出産を享受でき、またカップルが健康な子どもを持てる最善の機会を得られるよう適切なヘルスケア・サービスを利用できる権利。

***性別による固定的な役割分業意識（性別役割分業意識）**

男女を問わず、個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」「男性は主要な業務・女性は補助的業務」のように、性別を理由として役割を分ける考え方のこと。

***セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）**

相手の意思に反した、性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の掲示など様々なものが含まれ、性差別、人権侵害の問題として捉えられている。特に雇用の場では、「相手の意に反した、性的な性質の言動を行い、それに対する対応によって仕事をする上で一定の不利益を与えたり、またはそれを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させること」と考えられている。

***積極的格差是正措置（ポジティブ・アクション）**

一般的には、社会的・構造的な差別によって不利益を被っている者に対して、一定の範囲で特別の機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる暫定的な措置のこと。例えば、女性が少ない場合、女性枠数を設けて、枠数に合わせて人事を行う等。

***それいゆぶらざ（女性センター）**

市民の交流や講座の開催、また、DV相談や女性総合相談など男女平等に関する様々な施策を推進する総合的な拠点施設。朝霞市中央公民館・コミュニティセンターの中に設置している。「それいゆ」はフランス語で太陽の意味で「女性も男性も光り輝けるように応援する場所となるように」の思いから生まれた愛称。

***男女共同参画社会の推進**

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会の分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うべき社会。男女共同参画社会を推進していくために、男女共同参画社会基本法が平成11年6月より施行されている。

***男女平等苦情処理委員**

男女平等の推進を阻害する要因によって人権を侵害され、又は社会的な慣行により差別的取り扱いを受けた者からの申し出を適切かつ迅速に処理するため設置された委員。

***男女平等推進行動計画**

「朝霞市男女平等推進条例」に基づき、一人ひとりの市民が、性別に関わりなく個性と能力が発揮できる社会をめざすために、男女平等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画。

***男女平等推進事業企画・運営協力員等**

本市における男女平等推進事業の実施に当たり、地域人材の活用を図り、行政と協働して効果的な事業を推進し、男女平等推進に関する市の事業の企画・運営に関し、行政と協働して業務を行う。なお、男女平等推進事業企画・運営協力員、男女平等推進情報「そよかぜ」企画・編集協力員、あさか女と男セミナー企画・運営協力員が推進している。

***男女平等推進情報「そよかぜ」**

男女が平等となる社会像の提案や男女平等推進の情報として、「そよかぜ企画・編集協力員」と協働で企画・編集し、情報提供しているもの。

***男女平等推進審議会**

男女平等を推進する上で必要な事項を審議する会議。朝霞市男女平等推進条例で設置が規定

されている組織であり、男女平等に関する活動を行っている者や関係行政機関の職員・知識経験者・公募による市民などからなる委員で成り立っている。

***男女平等を推進する市民・団体等への顕彰**

男女平等の推進に積極的に取り組んでいる市民や市内事業所、団体に対し顕彰する制度。

***市内男女平等推進指針**

朝霞市男女平等推進条例に基づき、市役所から率先して男女平等を推進するため、職員一人一人の男女平等意識の向上を促し、男女が平等な職場環境を整備するなど、市内における取組を促進することを目的としている。

***デートDV**

恋人同士の間で起こる暴力のこと。10～20歳代の若年層の交際において、相手が嫌がるのに無理やり力づくで言い聞かせたり、暴言や暴力を振るうなどの身体的・性的・精神的・経済的暴力を指す。

***DV（ドメスティック・バイオレンス）**

夫婦、パートナーや恋人、その他親密な関係にある（あった）者が、相手に対して振るう身体的・性的・精神的・経済的暴力のこと。また、人間らしく生きる権利を奪うもの。例えば、殴る・蹴る、威嚇する、配偶者や恋人の存在や要望を理由もなく無視する、家族や友人との付き合いを制限する、生活費を渡さないなど、苦痛を与える行為のこと。

***特定事業主行動計画**

平成27年8月に成立した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」において、国の各府省や地方公共団体等は、「特定事業主」として、自らの職員の子どものための健やかな育成のために、特定事業主行動計画を策定し、推進している。

***配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）**

《制定時:平成13年4月13日公布》

配偶者等からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的として制定された法律。

***配偶者暴力相談支援センター**

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため以下のような事務を行っています。

- ・相談や相談機関の紹介、被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護
- ・自立して生活することを促進するための情報提供その他の援助
- ・保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助

***パワー・ハラスメント（パワハラ）**

同じ職場で働くものに対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為。

***表現ガイド**

男女共同参画の視点から捉え、どのような表現が問題で、どのような表現が適切なのかを確認でき、男女平等を推進する手がかりとなるガイド。

***マイナポータル**

政府が運営するオンラインサービス（インターネットのWEB サービス）のこと。国民は、「マイナポータル(情報提供等記録開示システム)」により、「情報提供ネットワークシステム」（マイナンバーに関連する個人情報を他の行政機関等からオンラインで照会できるシステム）に記録された情報を確認したり活用したりすることが可能。

***メディア・リテラシー**

次の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。①メディアを主体的に読み解く能力。②メディアにアクセスし活用する能力。③メディアを通じコミュニケーションする能力。特に情報の読み手との相互作用的（インタラクティブ）コミュニケーション能力。

***ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）**

一人一人がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、人生各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

朝霞市男女平等推進年次報告書

令和3年度版

(令和2年度事業実績)

令和3年6月発行

編集・発行 朝霞市総務部人権庶務課
それいゆぶらざ（女性センター）

〒351-0016 埼玉県朝霞市青葉台1-7-1

TEL 048-463-2697

FAX 048-463-0524